

田川市社会教育団体登録要綱

(目的)

第1条 この告示は、田川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する施設の利用等に係る料金（以下「利用料金等」という。）の減免の対象となる社会教育団体を明確にし、田川市社会教育団体（以下「社会教育団体」という。）として登録することにより、その活動を助成し、育成することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この告示において、前条の教育委員会が所管する施設とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 田川市体育施設条例（昭和51年条例第11号）第2条に掲げるもの
- (2) 田川市中央公民館の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第23号）第2条に掲げるもの
- (3) 田川市美術館条例（平成3年条例第11号）第1条に掲げるもの
- (4) 田川文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和50年条例第1号）第1条に掲げるもの
- (5) 田川青少年文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第12号）第1条に掲げるもの
- (6) 田川市立小学校設置条例（昭和39年条例第17号）に掲げるもの
- (7) 田川市立中学校設置条例（昭和39年条例第18号）に掲げるもの

(登録要件)

第3条 社会教育団体として登録することができる団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものに限る。

- (1) 教育委員会において、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体であると認める団体であること。
- (2) 公益的な社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行うことを主たる目的とし、当該事業の成果が十分期待できる団体であること。
- (3) 団体の構成員が概ね10名以上であること。
- (4) 団体の主たる活動の場所が田川市内（以下「市内」という。）であり、構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。
- (5) 団体独自の会則及び会計を有すること。

(6) 次の行為を行わない団体であること。

- ア 営利を目的とした事業に関する行為
- イ 営利事業者の利害に関する行為
- ウ 特定の政党の利害に関する行為
- エ 公の選挙における特定の候補者の利害に関する行為
- オ 特定の宗教、宗派又は教団の利害に関する行為
- カ 企業、学校その他の法人の課外活動に関する行為

(登録の申請)

第4条 社会教育団体として登録を受けようとする団体は、社会教育団体登録・更新申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 会則又は規約
- (2) 役員名簿（会長、副会長、会計及び会計監査の職にある者が記載されているもの）
- (3) 構成員名簿
- (4) 活動計画書又は事業計画書
- (5) 予算書、決算書又は現金出納簿の写し

(登録証の交付等)

第5条 教育委員会は、前条の申請に基づき、第3条に規定する要件に適合すると認めるときは、社会教育団体として登録し、社会教育団体登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付する。

2 前項により社会教育団体として登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、第2条に規定する施設の利用料金等の減免を受けようとするときは、登録証を提示しなければならない。

3 登録団体は、登録証を紛失し、き損し、又はその他の理由によりその再交付を求めるときは、社会教育団体登録証再交付申請書（様式第3号）を教育委員会に申請し、登録証の再交付を受けなければならない。

(登録の期間)

第6条 社会教育団体の登録の期間は、第5条の登録証の交付を受けた日から3年以内とし、教育委員会が定めた日までとする。

(変更申請)

第7条 登録団体は、社会教育団体登録・更新申請書に記載した事項又は第4条第1号若

しくは同条第2号に掲げる事項に変更が生じたときは、社会教育団体登録事項変更申請書（様式第4号）に、当該変更に係る書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

（登録の更新）

第8条 登録団体が、登録の更新をしようとするときは、教育委員会が別に定めた期間内に社会教育団体登録・更新申請書に第4条各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。ただし、書類の内容が従前のものから変更がないときは、その一部を省略することができる。

（登録の取消し）

第9条 教育委員会は、登録団体が第3条各号の要件を満たさないと認めたとき又は登録団体としてふさわしくない行為をしたと認めたときは、その登録を取り消すことができる。

2 登録団体は、第5条の規定による登録の取消しをしようとするときは、社会教育団体登録取消申請書（様式第5号）に交付を受けた登録証を添えて教育委員会に申請しなければならない。

（資料の提出）

第10条 教育委員会は、必要があると認めたときは、登録団体の活動に関し、報告又は書類の提出を求めることができる。

（事務の処理）

第11条 社会教育団体の登録に関する事務は、教育委員会の事務局のうち、その活動の種類及び内容に最も関係の深い課で処理するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年2月1日から施行する。ただし、第5条第2項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月13日告示第1号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。